

沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）の本庁舎等（総務部管財課が所管するものに限る。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう「広告」とは、次のとおりとする。

- (1) 庁舎内マットを媒体として、企業等が行う広告
- (2) その他、県が広告の媒体として活用可能と認めたものに掲載する広告

(広告の範囲等)

第3条 広告掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、本庁舎等の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が、別表第1に掲げるものに該当するものは、広告の対象としない。

3 別表第2に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法及び掲載箇所等に関する仕様は、別に定めるものとする。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を原則として公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と県が協議のうえ、原則として県ホームページ等を通じて告知するものとする。

3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告主は、広告取扱業者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告掲載の可否について、県と協議しなければならない。

2 県は、広告主及び広告ごとの具体的な広告内容を第3条に基づき審査し、その上で変更又は修正が必要な場合は、広告取扱業者に指示することができる。

3 広告取扱業者は、前項に基づく指示があったときは、正当な理由がない限り変更又は修正に応じなければならない。

(本庁舎等の使用許可)

第9条 広告取扱業者は、広告の掲載に際し、あらかじめ、沖縄県公有財産規則（平成元年4月28日規則第40号）第28条に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

(広告料及び使用料)

第10条 広告取扱業者は、県が指定する日までに、広告料及び沖縄県行政財産使用料条例（昭和47年5月27日条例第68号）の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料を、それぞれ一括して納付するものとする。

(物品及び人員の準備等)

第11条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において、準備するものとする。

2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。

3 第1項及び前項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容の修正)

第12条 県は、広告内容が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告内容の修正を求めることができる。

(広告掲載が不可能な場合)

第13条 広告掲載が不可能な場合の対応については、別途定めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が各種法令若しくはこの要領に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を掲載することが適切でないと県が判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告取扱業者の責務)

第15条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、
広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(沖縄県庁舎等管理規則の遵守)

第16条 広告取扱業者は、広告の掲載にあたって沖縄県庁舎等管理規則（昭和
47年5月15日規則第4号）を遵守しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別
に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
例 (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの (2) 法令等に基づく許認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）等の食品等の表示に関する関係法令に違反しているもの (4) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るもの
2 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
例 (1) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの (2) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの (4) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの (5) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
3 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
例 (1) 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの (2) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用した もの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
4 政治性のあるもの
例 (1) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広 告を含む） (2) 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの
5 宗教性のあるもの
例 (1) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
6 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
例 (1) 個人又は団体の意見広告 (2) 国内世論が大きく分かれているもの
7 個人又は団体の名刺広告（個人の氏名広告又は法人等の代表者名広告）
8 比較広告
例 (1) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対 象品等として明示又は暗示するもの (2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第 三者が推奨又は保証する記述があるもの
9 内容又は責任の所在が不明確なもの
例 (1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不 明確なもの (2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、 返品条件等が不明確なもの (3) 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その 実体、内容、施設が不明確なもの (4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
10 国、地方公共団体及びその他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービス などを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
11 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

<p>例</p> <p>(1) 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>(2) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現</p> <p>(3) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現</p> <p>(4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>(5) ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>(6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
<p>12 その他広告として表示することが適当でないと認められるもの</p>
<p>例</p> <p>(1) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの</p> <p>(2) 債権取立て、示談引受け等に関するもの</p> <p>(3) 謝罪、釈明等に関するもの</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</p> <p>(5) デザイン及び色彩が著しく派手である等、内容等に品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの</p> <p>(6) 県の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの</p>

別表第2（第3条関係）

<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの</p> <p>2 消費者金融に係るもの</p> <p>3 たばこに係るもの</p> <p>4 ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの</p> <p>5 法律に定めのない医療類似行為に係るもの</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当するもの</p> <p>7 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者</p> <p>8 沖縄県から入札参加資格停止措置を受けている者又は沖縄県から不利益処分を受けている者</p> <p>9 その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの</p>
